

畑地化促進事業 要望調査について(令和7年産～)

国が推進する経営所得安定対策のメニューの1つとして、令和5年から新設されました。

【畑地化促進事業とは】

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、支援を行います。

水田活用の直接支払交付金(これまでの転作への交付金)との併用はできません。

※「畑地化」とは事実上の名称であり、実際に地目の変更を求めるものではありません。

【交付対象農地】

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象農地であること。
- ・取組開始時点で畦畔が除去されている、用排水機能を喪失しているなど水田機能を喪失している農地については、対象外となります。(水を溜めることができない水田は×)
- ・複数の連続した農地による団地化された畑地を形成すること。
- ・前年度において、主食用米、戦略作物、産地交付金の交付対象となった作物が作付けされていること。
- ・取組み開始年から5年間継続して高収益作物またはその他畑作物を作付けすること。

○畑地化支援および定着促進支援

【対象作物】

<高収益作物>

野菜、果樹、花きなどの収益性の高い作物

<畑作物>

麦、大豆、飼料作物(牧草など)、子実用とうもろこし、そば、なたねなど

※麦、大豆、そば、なたねなどは農協や需要者などとの出荷契約等が必要となります。

※加工・業務用の野菜および果樹については販売契約が必要です。

【交付単価】

対象作物(5年間継続)	畑地化支援単価	定着促進支援単価
高収益作物のみ (野菜・果樹・花き等)	10.5万円/10a	2万円(※3万円)/10a×5年間 もしくは 10万円(※15万円)/10a(一括) ※加工・業務用野菜等の場合
畑作物のみ もしくは畑作物と高収益作物	10.5万円/10a	2万円/10a×5年間 もしくは 10万円/10a(一括)

※原則、畑地化支援と定着促進支援の両方を受ける必要があります。

※支援単価は現在国から発表のある数値ですが、この金額は今後変更になる可能性があります。

○土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組む事を約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合、25万円/10aを上限に除外決済金などを支援します。

除外に伴う各種手続き、地区除外決済金額、関係規定等につきましては、該当する土地改良区にお尋ね下さい。

裏面へ続く

大和郡山市地域農業再生協議会

問い合わせ:大和郡山市役所農業水産課 農業・金魚係 0743-53-1151(内線554)

要望書の提出に当たって

今回は要望調査であり、正式な申請や交付金の交付を決定するものではありません。本事業は予算の範囲内で申請内容を審査し、農林水産省により支援の対象者が決定されます。

○注意事項

- ・畑地化促進事業の取組が採択された場合、令和7年7月1日付で水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から外れることとなります。すなわち、**採択となった場合、畑地化に関する交付期間終了後は、対象農地は交付金を受けられない農地となります。**
- ・畑地化することについて、土地改良区等の関係者の同意が必要となります。事前に関係者の方と十分に協議頂きますようお願いいたします。
- ・対象農地が借地である場合、地権者の同意が必要となります。

※今回は要望調査のため、関係者(土地改良区、地権者)との調整が完了している必要はありません。

- ・自然災害などの場合を除き、**対象作物の作付け、販売が5年間継続して行われなかった場合は、交付金の返還が必要となります。**

○提出先

令和7年度での申請を希望する方は、**令和7年1月31日(金)までに、別紙「畑地化促進事業要望書」を大和郡山市地域農業再生協議会(大和郡山市農業水産課)まで提出してください。**

○採択までの流れ

- 要望書の提出 → 交付申請書の提出(水田活用の直接支払交付金の申請書と兼ねています)
- 5月末までに要件確認申請書の提出※1 → 市より要件確認通知書の発送
 - 6月～7月頃 国による採択者決定および申請者へ配分予定額の決定通知※2
 - 以降5年間、対象作物の作付・販売

※1 要件確認申請書の提出時まで、「土地改良区や農業委員会等との協議が完了している」ことが必要です。合意が確認できる議事録等の提出が必要となります。

また、対象農地が借地である場合は地権者の同意書等が必要となります。

※2 配分予定額が通知されなかった方については、水田活用の直接支払交付金の支援を受ける事が可能です。

大和郡山市地域農業再生協議会

問い合わせ:大和郡山市役所農業水産課 農業・金魚係 0743-53-1151(内線554)